

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 いわし船びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 1 隻
- (3) 船舶の総トン数 10 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 8 号）133 度 50 分（真方位による。以下同じ。）の線から夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 79 号の 1）112 度 9 分の線に至る間の海域
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年 8 月 1 6 日から 9 月 1 5 日まで